

文書管理業務に関する中間標準レイアウト仕様を利活用する場合の留意事項を以下に示す。

【仕様の定義対象について】

(1) 中間標準レイアウト仕様として定義しているもの

- 保管ファイル、保管文書本体(書誌情報)、添付文書
- 保管ファイルの履歴情報、保管文書本体(書誌情報)の履歴情報(遡及処理や履歴検索等に必要のため)
- 完結済の文書情報
- 受領済の受付文書の文書情報

(2) 中間標準レイアウト仕様として定義していないもの

- 廃棄済の文書情報(移行先システム側で利用されないため)

【データ移行の留意事項】

- ファイルサイズや回線速度の上限値や標準値は、中間標準レイアウト仕様としては規定しない。
- 引継ぎ途中の文書情報については、引継ぎを完了させてから移行を行う。
- 移管途中の文書情報については、移管を完了させてから移行を行う。